福祉保健関係部課長会議議事録

１　日　時　平成２５年度７月２６日（金）午後１時３０分
２　場　所　愛知県自治センター４階大会議室
３　当番市　田原市
４　出席者　県　障害福祉課　課長補佐　佐久間啓彰　　始め８名
　　市　田原市　健康福祉部長　白井英俊　始め５２名（欠席３名）
　　市長会事務局　財政係長　石川浩司　始め３名
５　内　容
①　開　　会　市長会事務局　石川係長
②　愛知県職員紹介
③　議長選出　田原市　健康福祉部長　白井英俊
④　議　　題
（１）軽中度難聴児に対する補聴器購入助成について
　　提案市の犬山市より趣旨説明
　回答
　一宮市　　４月から助成を始めている。市内に聾唖学校があり、話を聞いたところ早くから補聴器を付けるということは、良いとの意見をいただいた。補装具費の基準の範囲で原則９割を助成している。
　豊田市　　本年度から実施している。きっかけは、市民の方からの要望と聞いている。先行している自治体を、参考にしながらこのような制度となった。
　犬山市　　助成の件数、豊田市は６件となっているが、一宮市は何件ですか
　一宮市　　２件です。
　犬山市　　岡崎市、みよし市さんは、回答の中で整合性と書かれているが、具体的に要望等はでていないか。
　岡崎市　　要望は出ているが、難視聴だけでなくいろいろな障碍者の方達のサービスの整合性もあるため、今のところ助成の予定はしていない。
　みよし市　具体的に助成の予定はしてない。
　愛知県　　障害者手帳の対象とならない難視聴の方への補聴器の助成は、コミュニケーション能力の発達や、教育の場における学習の困難さの軽減効果があると言われていることは認識している。一方、他の障害児への影響も考慮しなければならないと思っている。他県の実施状況を調査中である。本来なら、全国一律の制度として実施するべきもの、もしやるとしたら国の方で実施するべきものと考えている。愛知県をはじめ東京、大阪が入っている全国主要都道府県民生主管部局長会議で国の方に要望している。

（２）サービス付高齢者向け住宅について
　　提案市の西尾市より趣旨説明
　回答
　春日井市　市街化区域内では、建設を規制することはしていない。調整区域については、有料老人ホームに該当する場合において立地できることになっているが、市の開発審査会基準では、介護保険の特定施設入居者生活保

護の指定を受けることを条件にしている。市の計画の中では、特定施設生活保護の枠が無いということで、相談があった時は、できないこととしている。

尾張旭市　専門ではないのでよくわからないが、有料老人ホームを、ここにも書いてあるように、住所地特例対象施設として国に要望していただけるとありがたい。

津島市　　有料老人ホームの入居者が少なくなると生活保護の施設に替わっていく現状があるが、介護保険計画の中には、生活保護の施設はうたわれていないので、生活保護と介護保険施設との関連付けが必要である。

西尾市　　共通の課題として、要望していただけるとありがたい。

愛知県　　住所地特例の対象にならないことで、問題は全国的で愛知県でも認識している。県としても、安定化が図れるように適切な処置を講じてくださいということで、全国主要都道府県主管部局長連絡会議で要望している。６月３日に開かれた全国市長会の介護保険対策特別委員会の場で、当時の厚生労働省老健局介護保険課長が、住所地特例に高齢者向け住宅を改正する方向で検討したいと発言している。その方向で、国も動いていると思っている。制度の問題なので、社会保障審議会で介護保険関係の見直しを検討している。介護保険法の改正は、来年１月にでると思われる。住所地特例の話が出ればその中で注目していきたい。回答４Ｐの日進市のところに、厚生労働省は「都市部の高齢化対策に関する検討会」を開催し、都市部で急増する高齢者を地方で受け入れるための具体策を、介護施設を整備するだけでなく、サービス付き高齢者向け住宅への移動も促せるよう、住所地特例の適用も検討するという情報もあることから、この検討会の今後の動向を注視していきたい。

（３）災害時要援護者の整備について

提案市の稲沢市より趣旨説明

回答

瀬戸市　障害福祉業務と高齢者福祉業務については、それぞれ同一製造元のパッケージシステムにて管理できるようにした。昨年度、地域支え合い体制づくり事業を活用して一本化した。一本化したことで、台帳の整理のほか、災害時において有効に活用することが可能となった。民生委員さんが足で稼いでいただくことなどが課題として残っている。

豊明市　高齢者と障害者の区分について、民生委員と早く台帳化し、区長、町内会長にお渡しして活用を図っていく。今回の法改正で、乳幼児、妊産婦も、災害時要援護者に入ってきたが、まだまだそのあたりの台帳整備は進んでいない。高齢者担当課だけで台帳整備をするより、どこが主管としていくか内部で検討していく。専用ソフトはないが、情報担当の部署が持っている簡易のソフトで台帳を作成してもらっている。加除については、それを使ってカスタマイズしてやっていきたいと思っている。

尾張旭市　住民基本台帳と連携していないと、正確性があるか心配だが。

田原市　住民基本台帳と連携してないと意味がないと思う。田原市は連携して

いる。

愛知県　災害対策基本法が、昨年度の通常国会で改正され、今回の通常国会で第２弾の改正があった。その中で、災害時要援護者の関係で大きな変更があった。防災局から７月４日前後に防災危機管理課から市町村の方に二つの通知がいっている。どちらも内閣府、消防庁、厚生労働省の連名となっている。局長レベルと課長レベルがあり、課長レベルは詳細に書いてあるので、福祉部門の方々は、目を通しておいてもらいたい。

　災害時要援護者避難支援のガイドラインの改訂版、これは内閣府が、昨日の朝日新聞に報道があったように、まもなく、ガイドラインが市町村向けの指針という形で出されると思われる。災害時要援護者名簿というものは、法の中では避難行動要支援者名簿というふうに用語が作られている。その定義として、災害発生時に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者ということになっている。自ら避難することが、困難なものすべてではなく、その中でも特に支援を要する者ということで、運用通知の中には、たとえば同居の家族の有無とかも検討して、特に支援を要する者をもう少し限定的に決めなさいとしている。

　もう一つ大事な点は、避難行動要支援者名簿というものは、地域防災計画に定めるところにより、作成すると法に明記されているので、地域防災計画に名簿作成の具体的な方法とか手順を定める必要がある。

　そしてもう一点は、守秘義務、秘密保持義務について法律で明確に書かれましたので、それも含めて地域防災計画に名簿情報の提供先と情報管理を、具体的にどのようにやるかという内容についても、一体的に定めるようにということが事項として、この運用通知には書いてある。

　それから、これまでの災害時要援護者名簿そのままでどうかということですが、この運用通知の中では、この法律の避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後にあらためて作成する必要はないと書いてあるが、すぐ直後に、ただし書きとして「ただし、この場合においても名簿の作成等について地域防災計画に位置付ける必要がある」ということ、でもう一点は、特にこれを注意していただきたいが、現に名簿情報を外部に提供している場合は、もう既に一部の市町村の方々については、外部に情報提供していると思うが、今回の改正法に基づく秘密保持義務が、きちんと課せられるように、改正法の施行後、避難行動要支援者名簿に関して、法の施行は、「一年以内に施行日を別に定めるという事になっているので、その改正法の施行後にあらためて名簿情報の提供を行い、法律に基づく秘密保持義務が具体的に発生する日を、明確にするように取り計らわれたい」と、この改正後の運用通知に明記されておりますので、ご注意いただきたい。

　それから、各市の中で一点、気になったところが、今まで、災害時要援護者の支援マニュアルと、愛知県の方で内閣府のガイドラインを基に、作らせてもらったところで、名簿の情報の収集方式あるいは、どうやって個人情報保護法制をクリアするかということで３類型があると、今ま

で説明してきた。その関係機関共有方式ということで、個人情報保護条例の例外規定を使って、法的にクリア、条例上クリアできる方式で作られている市は、多分問題ないと思う。それから、同意方式という事で、すべての要援護者について一人ひとり同意をとっているそういう方式をとられているところも、多分大丈夫ではないかと思う。問題は手上げ方式で作られている市町村は、手上げ方式は当然、漏れているので、一部の人しか対象、名簿に上がってないので、これは新しく、避難行動の要支援になる方すべてについて名簿を作成するというのが、市町村長の義務になる。そのあたりは、再整備というようなことになろうかと思うので注意願いたい。

岡崎市　今回の法改正で４９条の１１第２項の但し書きに、条例に特定の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することついてこの限りではない。条例に定めがあれば、本人の同意を得られなくても出せると思うがどうか。

愛知県　読めるという具体的なイメージが今のところわかないが、基本的には、できないと思っている。基本的に、平常時に同意を得られなくても出してよいのは、命に関わること、プライバシー情報は一度出してしまうと拡散してしまうので、優先度が高いかと言う比較考慮のうえで、災害時には優先で出していいと読める。基本的に平常時には、難しいと思っている。

　この但し書きは、いままで関係機関共有方式のことを言っている。これは、すでに関係機関共有方式ということで、個人情報保護条例目的外使用第三者請求が可能とされている規定を活用し、すでに市町村の方で、クリアーしてやっているものは、除かれるという意味だと思う。

※質問に対し『（８）その他　』のところで訂正有り

（４）社会福祉法人の権限移譲について

　提案市の稲沢市より趣旨説明

回答

田原市　東三河広域連合で検討をしている。その中で豊橋市を中心に検討している。

豊橋市　法人設立については、具体的に相談のあった件数が記載してある。平成１１年から通算で４件、昨年は１件もなく、今年度２件の申請がある。法人の設立については、事業内容、組織体制等精査しなければならないため、ヒヤリングに時間がかかると認識している。併せて補助制度を利用する場合、スケジュールがあるので、庁舎内審査会を経て、他市と同様に決定している。現在３３法人あり、２年に１回は監査する体制としている。

春日井市　県と相談に乗っていただいた中で、十分対応できたと思っている。通常は高齢の計画とか地域福祉の計画をやっていた担当が、対応する中で対応できた。滞りなくやっている。審査会は３回開いた。

愛知県　昨年度から移譲に向けて説明会とか、それ以外に情報提供をさせてもらっている。愛知県における昨年度の状況においては、どのようにしているか示してもらった。愛知県においては、どのようにしたらよいかを、今月の１０・１１日の２日間で、多くの方の参加をいただいて説明させていただいた。今回の移譲については、各市において移譲の対象となった法人の数も、各自治体によって大きな開きがあった。昨年度までだが、愛知県においては、３３０程度あり、その３３０の法人に対して承認認可、指導監督事務をやっていた。指導監査についてはセクションがあり、そちらで監査を行う体制をとっている。各自治体で、事務量に多くの開きがあるので、一概に愛知県のやり方と同じように審査会を毎月開くことはない。申請があれば毎月開くが、その必要もない場合もある。案件がない場合には、開催しない場合もある。県では監事会を置いているが、監事会を置くことは、国からは示されていない。監査のやり方は、半日から１日掛けてやっている。今後、苦慮されるケースが、出てくる場合もあると思うので、申請が出て来た時点で疑問点等があれば、県にお問い合わせいただきたい。常に相談窓口を開いている。定期的に行う指導監査等においても、質問等があれば対応させていただく。

（５）レセプトデータを活用した医療費削減事業について

提案市の知立市より趣旨説明

回答

蒲郡市　ＫＤＢを使用しながら事業を進めて行きたい。分析できない詳細なデータがあれば提供していただければありがたい。

知立市　ＫＤＢシステムでできない細かい分析ができればとの話しだが、国保連合会の方と話をした段階では、呉のほうで実績を上げて特許を持っている業者があるが、それと同等の分析ができるようになったとのことだったので、ＫＤＢに期待をしている。

愛知県　国保は、構造的な課題を抱えており、高齢者が多いとか低所得者が多いとか、特に高齢者が多いと医療費が高いという中で、医療費削減の取組はとても必要なものになっている。国保中央会が開発した国保データベースシステムについては、国保連合会が保有する特定健診、特定保健指導などの各データを利活用して、必要な人に必要な予防サービスを提供し、生活習慣病の予防対策に役立ててもらうようになっている。内容としては、地域の状況を把握するということで、今のデータを活用して全国レベルだとか県平均を把握することで、地域の要因とか生活習慣病の状況とか健康課題を明らかにし、保健指導していくことを考え、効果的に指導することに役立てる。ＫＤＢシステムの説明会の開催案内を、国保連合会から８月末以降に予定をしているので参加してもらいたい。ＫＤＢシステムは、民間事業者並みにやれるようになっている。こんな分析ができないか等の要望があれば国保連合会まで連絡してもらいたい。医療費抑制は、重要な取組ですので、現状の把握、分析など医療費削減に向けてお願いしたい。

（６）予防接種事業の広域化について
　提案市の東海市より趣旨説明
回答
名古屋市　医師会に提案する広域化については、事務的・経費的な負担が大きく見込まれる。国保連合会を通して支払いをすると委託料が発生する。医師会医に直接支払いをすると事務的負担が大きくなるので、それを今後どのように対応していくか検討する必要がある。
新城市　事務が煩雑するようになるのでは。予防接種予診票の様式は、愛知県下で統一していく必要がある。愛知県医師会から各市の医師会の先生など末端までどの程度伝わっているのか気になっている。すでに広域化してやっているところがあるが、これからどうなっていくのかと思っている。
東海市　定期予防接種に関して、広域化もそうですが、これから増えていくにもかかわらず、ワクチンがないというような場当たり的な考え方が現場にある。市民の人が、やり易くなるならよいが、場当たり的にやってほしくないと考えている。
愛知県　今年度２回開催して調整している。８月に第３回目をやるのでその時に細かい部分を説明していきたいと考えている。
末端の医師会にも情報提供してもらうように、県医師会に依頼をしていきたい。

（７）未熟児養育医療給付事業について
　提案市の岡崎市より趣旨説明
回答
大府市　担当課ではないのでお答えできない。
岩倉市　未熟児医療については、健康課の保健師が中心となってやっており、医療の方は、市民窓口課がやっている。一つの課で事務処理を完結することが、事務の簡素化に繋がると健康課は言っているが、市民窓口課では、このままでいいと思っている。愛西市では、保健師の事業で次の支援に繋げると言っている。このようなやり方がよいのでは思っている。
愛知県　今年から自己負担を徴収される方が増えたということですが、２５年の４月から養育医療というのが、政令市中核市とその他の市町村が、４月から実施主体ということになり、３月までの間はですね、政令市、中核市は、それぞれやられていたと思う。県が、援護費制度というものを実施しており、所得税の全額が１４６万７千円以下の世帯は国が定める徴収金額の全額免除、１４６万７千円を超える世帯については、国が定める徴収基準額の半額免除ということで、一般財源で持っていた。この基準を超える方というのは、年に本当に数人でして、実際県の保健所でどういう徴収をやっていたかというと、半年に１回位高額の方が見えると、徴収する額を計算し、保険者の方から対象の方に納付書を送りまして納付していただいていた。

この県の援護費制度というのは、実施主体として行っていたもので、権限委譲をされるということで、援護費制度というのは廃止しました。
昨年度、この４月から権限移譲されるということで、説明会等を開催させていただいた。４月から、未熟児養育医療の実施主体と子供医療の実施主体が、市町村さんになるということで、最初の５月くらいに説明会を開催した時に、養育医療の自己負担金を、子ども医療費で払うことについて質問等いただき、回答させていただき、子ども医療の助成は、受給者本人あるいは、受給者が受けた医療に係る自己負担額を受給者の代わりに、当該医療機関に払うということで実際に検討されている。このように各市が、事業委任の事務手続き上、子ども医療費の支給条例及び規則、各市町村さんにおける会計規則に沿って、検討して実施していただくように市町村等にお願いしている。各市町村で判断していただいて、事務処理については、検討して実施していただきたいと思う。子ども医療費の担当課と未熟児養育医療の担当課ということで　母子保健の業務であるということと、やはり乳児の医療費ということで　昨年度担当部署の照会を１年半くらいかけてさせていただき、やはり最終的には、子ども医療の担当課が、５分の３くらい全部の市町村で検討されておりますので、連携という点では、連携が取れていると思っている。

（８）その他

愛知県　先ほどの議題３の岡崎市さんからの質問について、最終的に最初の発言は、訂正取り消しをさせていただきたい。情報をお持ちでない方が見えるので、簡単に条文に沿ってお答えさせていただく。市町村の個人情報保護条例で、特定の場合において目的外利用とか第三者請求が、可能と規定されている場合、それが活用できる場合は、平常時においても第三者に対する収集とか提供ができるかとの質問を受けたが、要領を得ないまま言ってしまい心配をおかけしましたが、現在、個人情報保護条例を活用して、関係機関共有方式でやっている８市の方は、今回の法律改正でも、そのまま適用されるということなので、合意が得られない場合は、この限りではないということには該当しない。そのまま提供はできると、理解していただきたい。

⑤　その他

なし

⑥　次年度当番市の決定　　愛西市

⑦　閉　　会　市長会事務局　石川係長